

○国土交通省告示第千五十四号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）第十一条の三第三項及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成十六年国土交通省令第九十三号）附則第二十四条の三第二項の規定に基づき、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第十一条の三第三項等に基づく電磁的記録の基準を定める告示を次のように定める。

令和二年九月三十日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第十一条の三第三項等に基づく電磁的記録の基準を定める告示

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）第十一条の三第三項及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成十六年国土交通省令第九十三号）附則第二十四条の三第二項の告示で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 入力が必要となる事項に不備がある場合、電磁的記録を保存することができないものであること
- 二 位置情報その他の必要な情報をできる限り自動的に入力できるものであること

- 三 機器の故障等により前号の情報を自動的に入力することができない場合、手動により入力ができるものであること
- 四 自動的に入力された情報に改変を防止するための措置が講じられているとともに、当該改変の試みがある場合はこれを自動的に記録するものであること
- 五 入力方法が、国際海事機関又は船舶に関するシステムで採用されている他の電磁的記録の入力方法とできる限り一致しているものであること
- 六 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律関係法令（以下「海洋汚染防止法関係法令」という。）で定められた様式と同じ形でシステム上に表示され、書面に出力することができるものであること
- 七 海洋汚染防止法関係法令で規定されている期間以上の期間、電磁的記録を船舶上で保存できるものであること
- 八 書面の写しを提出する場合、電磁的記録が真正に出力されたものであることがわかるものであること
- 九 前号の書面には、各ページに次の事項が表示されるものであること
 - イ 署名欄
 - ロ 入力者の氏名、役職及びユーザID

- ハ 入力内容に加えられた変更
- ニ 書面が出力された日時
- ホ 電磁的記録に係る記録媒体（以下「電子記録簿」という。）の名称及びそのバージョン
へ 総ページ数及びページ番号
- 十 海洋汚染防止法関係法令の改正に伴い、必要なシステムの更新が行われるものであること
- 十一 前号の更新を行う場合、既存の電磁的記録について消失を防止するための措置が講じられるものであること
- 十二 第十号の更新は、海洋汚染防止法関係法令の改正の施行前に完了するものであること
- 十三 電子記録簿にアクセスする場合には、ユーザID及びパスワードにより認証するものであること
- 十四 電磁的記録を入力する際、入力者の電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。以下同じ。）を要求するものであること
- 十五 電磁的記録の修正が行われるときは、当該修正に係る履歴を保存するとともに、当該修正に係る入力者、入力内容（修正前の内容を含む。）及び修正の理由を確認できるものであること
- 十六 電磁的記録の不正な変更及び削除を発見するとともに、当該変更及び削除をしようとする試み

から保護されるものであること

十七 電磁的記録の修正が自動的に保存されるとともに、当該修正をシステム上及び出力された書面上の両方で表示することができるものであること

十八 入力内容について、船長に認証を求めるものであること

十九 入力した日付及び時刻が正確に記録されるものであること

二十 電磁的記録が入力者による入力から船長による認証までのいずれの段階のものであるかが自動的に表示されるものであること

二十一 船長が入力内容を認証した後に修正が生じた場合、自動的に船長に再び認証を求める通知を行うものであること

二十二 船長の認証がなされない場合、当該理由の入力を求めるとともに、入港前に船長に認証を求める通知を行うものであること

二十三 添付を必要とする書類をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取り、システム上で表示できるものであること

二十四 電子記録簿は自動的にバックアップが行われ、バックアップはネットワークから隔離された場所に保存されるとともに、システム障害時においてデータを復旧することができるものであること

二十五 バックアップは次の形式により作成されたものであること

イ 読み取り専用形式

ロ 他の保存場所に転送することができる形式

ハ 海洋汚染防止法関係法令において規定されている期間において、電磁的記録を保持し、完全性を保証することができる形式

ニ 書面に出力することができる形式

二十六 第二十五号の電磁的記録には、船長による電子署名が行われているものであること

二十七 電子計算機及び回線等が国際規格 I E C 六〇〇九二及び六〇五三三に基づき製造されたものである場合、電子記録簿は同国際規格を満たしたうえで設置されること

二十八 千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約附属書第九章第一規則第一項 4 に規定する国際安全管理規則に基づく安全管理システムに係る互換性の確保その他の内部監査を実施するために必要な要件を満たしているものであること

附 則

この告示は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（令和二年国土交通省令第七十二号）の施行の日から施行する。